



発行/松戸市  
編集/臨時福祉給付金対応推進本部事務局  
〒271-8588 松戸市根本387-5  
✉mccallcenter@city.matsudo.chiba.jp  
URLhttp://www.city.matsudo.chiba.jp/  
コールセンター☎047-366-8192



# 平成28年度 臨時福祉給付金

支給対象となる可能性のある人へ  
申請書を9月1日(木)から順次郵送します

平成26年4月からの消費税率引き上げによる影響を緩和するため、所得の低い人に対し暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金を支給します。

## 臨時福祉給付金支給対象者

### 住民税が非課税の人

(課税者の扶養親族や生活保護受給者等は除く)

#### 支給要件

平成28年1月1日(基準日)に松戸市に住民登録があり、  
**平成28年度分の住民税(均等割)が課税されていない人**  
ただし、課税されている人の扶養親族等(※)や生活保護を受けている人は対象となりません。

※ 税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、控除対象扶養親族、青色事業専従者および白色事業専従者等をいいます。

#### 支給額

1人につき **3,000円** (1回限り)

今年も  
確認じゃ!



カクニンジャ

● 下記要件に当てはまる人は障害・遺族年金受給者向け給付金も支給されます。  
(賃金引き上げの恩恵が及びにくい所得の低い障害基礎・遺族基礎年金受給者等を支援するために実施するものです。)

## 障害・遺族年金受給者向け給付金支給対象者

#### 支給要件

- ① 平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者(上記の給付金)
- ② **平成28年5月分の障害基礎年金・遺族基礎年金等を受給している人**
- ③ 平成28年度高齢者向け給付金を受給していない人

#### 支給額

1人につき **30,000円** (1回限り)

対象の人は  
さらに  
確認じゃ!



カクニンジャ

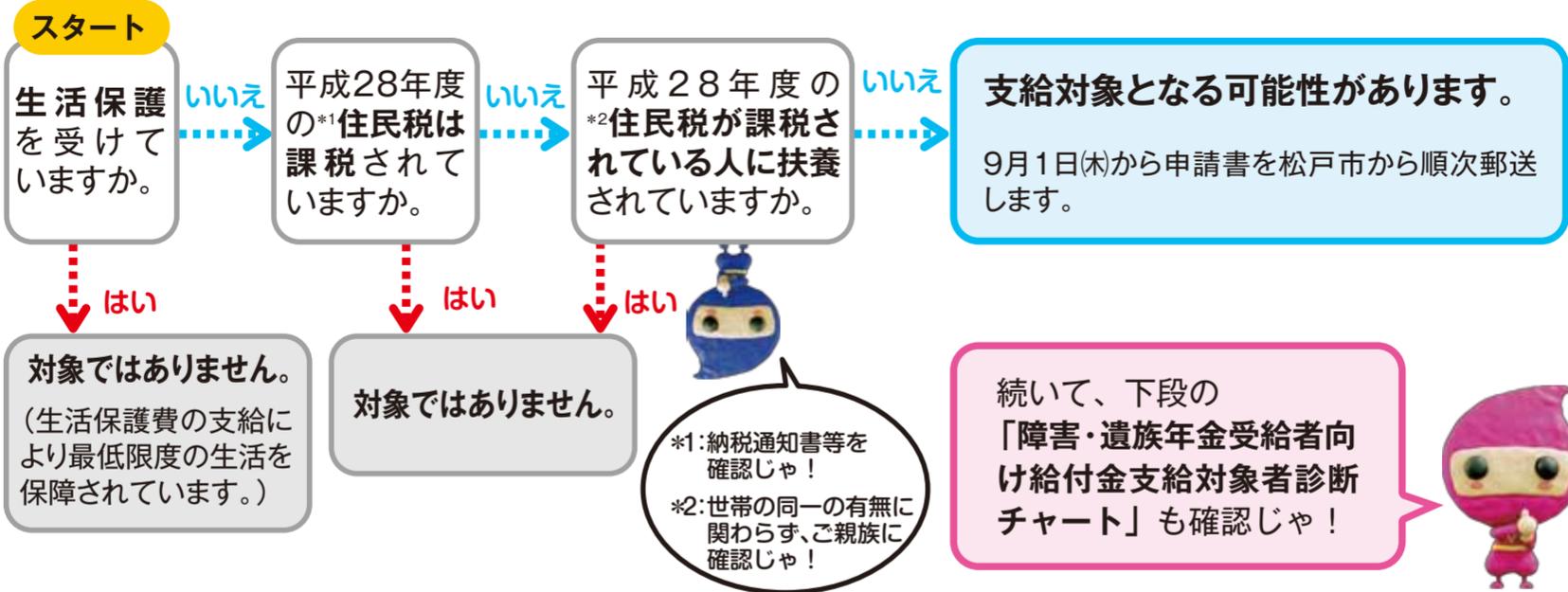
● 9月中旬以降になっても申請書が届かない人で、2面の「支給対象者診断チャート」により、臨時福祉給付金および障害・遺族年金受給者向け給付金の対象になると思われる場合は、コールセンターまでお問い合わせください(☎047-366-8192)。

申請期限は平成 **29年2月1日(水)**〔消印有効〕です

⚠ 申請期限を過ぎると支給できません

## 臨時福祉給付金 支給対象者診断チャート

平成28年1月1日に松戸市に住民登録をされている人が対象になります。



※このチャートは一般的な場合を想定しています。

## 障害・遺族年金受給者向け給付金 支給対象者診断チャート

平成28年1月1日に松戸市に住民登録をされている人が対象になります。



※このチャートは一般的な場合を想定しています。

### 住民税が課税されない所得水準(年収)の目安(\*非課税限度額)

給与収入のみの場合

| 区分     | 非課税限度額(給与収入ベース) |
|--------|-----------------|
| 単身     | 1,000,000円以下    |
| 夫婦     | 1,560,000円以下    |
| 夫婦と子1人 | 2,060,000円未満    |
| 夫婦と子2人 | 2,560,000円未満    |

年金収入のみの場合

| 区分 | 非課税限度額(年金収入ベース) |              |
|----|-----------------|--------------|
| 単身 | 65歳未満           | 1,050,000円以下 |
|    | 65歳以上           | 1,550,000円以下 |
| 夫婦 | 65歳未満           | 1,713,334円以下 |
|    | 65歳以上           | 2,110,000円以下 |

\*松戸市(生活保護基準の1級地)における非課税限度額

### まつどし す がいこくじん 松戸市に住んでいる外国人のみなさんへ

2016年1月1日に松戸市に住民票がある人(短期滞在者を除く)で、所得の低い人に「臨時福祉給付金」および「障害・遺族年金受給者向け給付金」を支給します。支給要件など詳しくは、コールセンター ☎047-366-8192 へお問い合わせください。

#### To Foreign Residents of Matsudo City

Matsudo City will provide a "temporary welfare benefit" to residents with low income, as well as a "benefit for disability & surviving family pension recipients" to residents (except short-term transient visitors) with a certificate of residence in Matsudo City as of January 1st, 2016. For details on benefit eligibility please contact the call center: ☎047-366-8192.

#### 致常住松戸市の外国人士:

市政府将向 2016 年 1 月 1 日前拥有松戸市住民票的人士(短期逗留人员除外)中的低收入人员发放“临时福利给付金”与“针对残疾人与遗属养老金受领者的给付金”。详情请咨询服务中心 ☎047-366-8192。

#### 마쓰도시에 거주하시는 외국인 여러분께

2016년 1월 1일 기준으로 마쓰도시에 주민표가 있는 분(단기 체류자 제외)으로 소득이 낮은 분께 “임시 복지 급부금” 및 “장애·유족연금 수급자 대상 급부금”을 지급합니다. 지급 요건 등 자세한 사항은 콜센터 ☎047-366-8192로 문의하시기 바랍니다.

#### Gửi đến tất cả những người nước ngoài đang sinh sống tại thành phố Matsudo

Thành phố sẽ cấp “Tiền trợ cấp phúc lợi tạm thời” và “Tiền trợ cấp cho người khuyết tật và người nhận trợ cấp hàng năm” cho những người có thu nhập thấp và những người có thể cư trú ở thành phố Matsudo (trừ những người tạm trú ngắn hạn) vào ngày 1 tháng 1 năm 2016. Để biết thêm thông tin chi tiết như điều kiện cần thiết để được nhận trợ cấp, vui lòng liên hệ Trung tâm hỗ trợ ☎047-366-8192.

## Q & A よくある質問

### 支給対象者について

#### Q 申請書が届かないのですが、なぜでしょうか？

A 住民税が課税されている可能性があります。以下の書類を確認してください。

- ① 給与天引きの人は6月頃に勤務先から受け取った「特別徴収税額の決定通知書」
- ② 自分で納付または年金天引きの人は6月頃に送付された「納税通知書」

また、ご本人が非課税でも、ご親族の税法上の扶養になっている場合がありますので、まずはご親族の申告内容を確認してください。(同居していなくても税法上の扶養とすることができます。)

#### Q 「障害基礎年金」「遺族基礎年金」とはどのような年金ですか？

A 障害基礎年金とは、国民年金法の障害等級が「1級」または「2級」の人に支給される年金です。

※障害等級が「3級」の人に支給される年金は該当しません。  
遺族基礎年金とは、死亡した人に生計を維持されていた「子のいる配偶者」または「子」に支給される年金です。

(注)子とは次の人に限ります。

- ・18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子
- ・20歳未満で障害年金の障害等級が1級または2級の子

※「子のいない配偶者」に支給される年金は該当しません。

#### Q 障害基礎・遺族基礎年金を受給していれば、誰でも障害・遺族年金受給者向け給付金を受給できますか？

A 平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年5月分の障害基礎年金・遺族基礎年金等を受給している人が支給の対象となります。なお、以下の人は対象になりません。

- ① 平成28年5月分の障害基礎年金・遺族基礎年金等の全額が支給停止されている人
- ② 高齢者向け給付金を受給済みの人

#### Q 障害・遺族年金受給者向け給付金の支給要件である「障害基礎年金、遺族基礎年金等を受給されている人」の「等」にはどのような年金が該当しますか？

A 以下のとおりとなります。

- ① 障害基礎年金または遺族基礎年金
- ② 昭和61年3月以前に受給権が発生した、国民年金、厚生年金保険(旧農林年金を含みます。)および船員保険の障害年金(障害等級が1級または2級(船員保険の職務上の障害年金は1～5級)の年金に限ります。)
- ③ 昭和61年3月以前に受給権が発生した、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合・全国市町村職員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団が支給する障害年金および船員障害年金(障害等級が1級または2級の年金に限ります。)

#### Q 自分の受給している年金の確認方法はありますか？

A 年金支払者から6月頃に送付された「年金振込通知書」、「年金額改定通知書」および「障害年金障害等級証明書」をご覧ください、年金の種類を確認してください。

#### Q 平成28年1月1日に松戸市に転入しましたが、手続きは1月2日以降にしました。どの市区町村から支給されますか？

A 手続きが1月2日以降でも、転入日が1月1日以前であれば松戸市から支給します。

#### Q 平成28年1月2日以降に松戸市に転入しました。どこに問い合わせればいいですか？

A 1月1日に住民登録があった市区町村から支給されますので、転入前の市区町村にお問い合わせください。

#### Q 外国人ですが、給付金の対象になりますか？

A 平成28年1月1日に住民基本台帳に登録されていて、給付金支給決定時に中長期在留者等であり、支給要件を満たしている人は対象となります。

#### Q 税の申告において扶養親族等としていない16歳未満の人が家族にいますが、臨時福祉給付金の支給対象に含まれますか？

A 16歳未満の人が税の申告において扶養親族とされていない場合、同一世帯に生計を一にする両親等の保護者がおり、その保護者に住民税が課税されている場合は臨時福祉給付金の支給対象になりません。

### 申請・受給について

#### Q 対象者本人以外の方が申請・受給できますか？

A 同一世帯の人や法定代理人等(確認書類が必要です)が申請・受給できます。

#### Q 申請期限までに申請書を提出しなかった場合、給付金は受給できますか？

A 申請期限の平成29年2月1日(水)(消印有効)までに申請がない場合、辞退したとみなされます。お早めに申請してください。

#### Q どのような方法で給付金を受け取るのですか？

A 原則として、申請書に記載された指定口座(国内の金融機関に限ります)に入金されます。手数料の本人負担はありません。

#### Q 個人ごとに振り込みをしてほしいのですが？

A 世帯単位で支給します。原則として、個人ごとに振り込むことはできません。

#### Q 税務調査等により、給付金の受給後に支給要件に該当しないことが判明した場合はどうなりますか？

A 支給対象外となった分については、全額返金していただきます。

### ご注意ください

- 一定の住居を持たない人でいずれの市区町村にも住民票がない人については、平成28年1月2日以降であっても松戸市で住民登録の手続きを行えば申請ができます。
- DV被害者で、他の市区町村から住民票を移さずに松戸市にお住まいの人については、松戸市で申請を受け付けることができる場合がありますのでご相談ください。



臨時福祉給付金および障害・遺族年金受給者向け給付金をよそおう“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

不審な電話や郵便があった場合は、市や警察署(または警察相談電話(#9110))にご連絡ください。

## 申請方法

9月1日(木)から順次郵送する臨時福祉給付金申請書に必要事項を記入し、必要書類(※)のコピー等をつけて、**申請書に同封の返信用封筒で松戸市へ返送**してください。

窓口申請を希望する人は下記の申請受付窓口にお越しください。

市役所、支所での申請受付は行っておりませんので、ご注意ください。

### ※必要書類について

- ①振込先に指定する金融機関の通帳またはキャッシュカードのコピーの提出にご協力ください。
- ②障害基礎年金・遺族基礎年金等を受給されている人は、平成28年6月に送付された年金振込通知書(年金支払通知書)等のコピーを一緒に提出してください。



**代理人による申請等の際には、上記のほかに必要となる書類があります。送付された申請書をよくお読みの上、提出してください。**

## 申請から給付までの流れ

### 1 申請書が届く

↓ 支給対象となる可能性のある人へ9月1日(木)から申請書を順次郵送します

### 2 申請書に記入する

↓ 必要事項をみれなく記入し、必要書類のコピー等をつけてください  
上記「※必要書類について」を参照してください。

### 3 申請書を提出する

↓ **平成29年2月1日(水)〔消印有効〕までに、  
申請書に同封した返信用封筒で郵送してください**

松戸市で審査し、支給・不支給を決定します

支給決定前に死亡する等の理由により給付金を支給できない場合があります。

### 給付金が口座に振り込まれる

申請から振り込みまで2カ月程度かかります。あらかじめご了承ください。

申請書に記入された金融機関の口座に、給付金が振り込まれるとともに、「支給決定通知書」を郵送します

※不支給の場合は、「不支給決定通知書」を郵送します。

## 問い合わせ先

### 申請方法に関するお問い合わせ

松戸市臨時福祉給付金コールセンター

☎ 047-366-8192  
は い きゅう ふ  
平日8時30分~17時

✉ mccallcenter@city.matsudo.chiba.jp

### 制度に関するお問い合わせ

厚生労働省給付金専用ダイヤル

☎ 0570-037-192  
おー! み な い い きゅう ふ  
平日9時~18時

(ただし、12月18日までは土日祝も開設。)

## 申請受付窓口

せり さわ  
**芹澤ビル3階(松戸駅西口)**  
(平日8時30分~17時)

